タメニー株式会社　定款

平成 16 年６月 15 日会社成立
令和４年６月 21 日改定
令和５年３月２日改定

定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、タメニー株式会社と称し、英文ではTameny Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１　結婚相手の紹介、相談

２　結婚式、披露宴、パーティー、会議、催事等のセレモニー及びイベントの企画、制作、運営、管理並びに仲介、斡旋及び請負

３　冠婚葬祭等のセレモニー及びイベントの記録撮影並びに映像に関する企画、制作、販売

４　会員誌、その他の図書の出版、販売及び配信

５　各種カウンセリング、カルチャー講座の企画・運営

６　各種Webサイト、webコミュニティの企画・運営

７　結婚式、パーティー、撮影等における衣装及び装身具類の販売及びレンタル

８　アクセサリー、宝石、貴金属、ジュエリー、装身具及び雑貨等の販売及びレンタル

９　写真・動画撮影スタジオの運営、写真・動画撮影サービスの提供

10　撮影業務に関する商品・サービス開発、販売並びにサポート

11　撮影に伴う美容業務

12　システム開発及びシステムコンサルティング

13　コンピューターに関するシステム、ハードウェア及びソフトウェアの開発、設計、製作、販売並びに管理運営

14　映像制作事業

15　生命保険の募集に関する業務

16　損害保険代理店業務

17　金銭貸付業

18　金融商品仲介業

19　銀行代理業

20　信用保証業務

21　各種広告の代理業務

22　広告宣伝に関する企画、立案及び制作業務

23　各種広告媒体の企画、制作及び運営業務

24　旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業

25　人間関係・コミュニケーション・結婚に関する調査研究

26　労働者派遣事業
27　有料職業紹介業
28　不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理
29　建設の設計デザイン、企画、監理および制作・施工
30　会議室等スペースのレンタル
31　経営コンサルティング
32　託児所及び保育所の経営、事業所内外の保育の受託業務
33　上記各号に付帯もしくは関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告の方法）
第５条　会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、35,280,000 株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（基準日）

第 13 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につい

て、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　前項の選任については、累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

２　当会社は、取締役の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役の決議の方法）

第 24 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役の決議の省略）

第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的事項である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 27 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の

決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 29 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 31 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 32 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条　当会社の監査役会は、各監査役が招集する。

2　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。

3　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議の方法）

第 34 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第 35 条　会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 36 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 37 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 38 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得てこれを定める。

第７　章計算

（事業年度）

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（期末配当金）

第 42 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載ま

たは記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当）

第 43 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 44 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上